

第 101回憲法学会研究集会発表要旨

明治憲法と治安・防衛

大阪国際大学 奥村文男

明治憲法にはいわゆる天皇大権の下で、国内的には治安維持の目的のために緊急勅令（8条）、警察命令（9条）、戒厳令（14条）、非常大権（31条）などが規定されていたが、これらの内容及び相互の関係は必ずしも分明ではない。本報告はこれらの点について整理し論点を明らかにするとともに、統帥権の独立についても歴史的沿革を踏まえてその問題の所在を解明してみたい。

現行憲法と国の安全-日本国憲法の可能性と限界-

苫小牧駒澤大学 東裕

日本国憲法は、占領下において、「平時憲法」として誕生した。国の安全は所与の条件であった。その憲法の下、わが国は占領期を耐え、冷戦期を生き抜き、冷戦後のこんにちまで、その安全をほぼ確保してきた。しかし、これはすべて日本国憲法のおかげか。日本国憲法の可能性と限界が問われよう。本報告では、①占領下、②独立から冷戦終了、そして③冷戦後、の三期に分けて、現行憲法と国の安全について考察する。なお、「国の安全」については、「国家の安全保障」にとどまらず、「人間の安全保障」をも視野に入れ、従来の議論の枠組みを越えた問題提起を行いたい。

新憲法への構想

日本大学 池田実

現行9条のもとでも、解釈や運用を通じて、たいていの危機には対処できる。できてしまう。ただし、法的整合性を度外視すれば……の話である。新憲法構想の要諦は、非常時を想定しない脆弱な「平時」憲法を、いかなる国難に際しても、国家の主権・独立、国民の生命・自由・財産を保全しうる強固な法治国家の体制につくりかえることにある。そのためにどのような文言の修正が必要不可欠であるか、具体的な提言を試みる。

明治（国家）憲法と国の柱

平成国際大学 慶野義雄

「領土」から始めるプロシヤ憲法とは対照的に、帝国憲法は「天皇」の章から始める。また、帝国憲法第一条の主語は「天皇」ではなく、「大日本帝国」である。それは、憲法の起草者たちが、国家を人為的に定義するものとしてではなく、また権力支配機関としてでもなく、自然に在るものとして捉えたからであろう。教学聖旨にみる元田永孚の国教構想に対する伊藤博文、井上毅の批判、井上の教育勅語の思想などもあわせて、明治立憲体制の特質を考察したい。

戦後の国家観

高崎経済大学 八木秀次

日本国憲法は前文で、日本国の成り立ちをJ・ロックの信託理論＝社会契約説で説明している。自然状態＝歴史がゼロの状態で人びとが社会契約を交わして国家を創設したというものだ。これに従えば、日本国は戦後に創設された新しい国家であり、戦前とは断絶した存在ということになる。この論理はこの10年ほどの政府の代表的審議会で繰り返し登場し、「古い日本」からの決別が強調される。日本国憲法に内在する革命理論の問題点を明らかにしたい。

国家論の再構築

日本大学 百地章

戦前と戦後の国家論を分析評価した上で、国家論再構築のための予備作業を行う。具体的には、戦前の国家論として明治憲法の起草者らに影響を与えたグナイストやパークらの国家有機体説、美濃部達吉ら憲法学者たちの国家法人説、さらに自由民権論者らの社会契約説を、戦後については憲法の基礎にある社会契約説（および国家論不在の原因）等を比較検討し、国家有機体説や国民国家論の復権と再評価を試みたい。



「学術論文の抜刷」 ご寄贈のお願い

憲法学会では、会員の方々が憲法学会もしくは他の諸学会および所属の大学や研究機関などにおいて、個人的に発表された「学術論文の抜刷」の募集をおこなっております。論文抜刷を再度掲示し、販売することにより後進の研究材料ならびに発奮材料としたいと考えた次第です。

記

- ご自身が発表になっている「学術論文の抜刷」であること。
- この場合、発表先の機関、所属機関などは限定いたしません。
- 冊数論文内容は特に限定いたしません。但し、「学術論文の抜刷」に限らせていただきます。個人的な宣伝文・パンフレットの類はご遠慮願います。また、寄贈いただいた後は、すべてその使用・収益・処分の権限は憲法学会事務局にあるものといたします。
- 寄贈いただいた抜刷は、事務局が責任をもって保管・販売させていただきます。
- 寄贈いただいた「学術論文の抜刷」は、憲法学会総会の際に会場にて各一部200円（当面）で希望者に販売いたします。またその売上金はすべて憲法学会の収益として、会計上処理されます。
- 送付先

〒101-8354 東京都千代田区三崎町2-2-3
日本大学通信教育部関根研究室

但し、総会開催当日、ご持参下さいましても結構です。

- 送付費用につきましては、憲法学会負担とさせていただきます。従いまして後日、切手または小為替などにて返金させていただきます。